

京都市告示第562号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年2月5日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
二条停車場 嵐山線	右京区嵯峨明星町29番地の2地先内	旧	メートル 11.50	メートル 6.88 ~ 6.92
		新	11.50	6.88 ~ 6.92

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下鴨経34号 線	左京区下鴨下川原町55番地の7地先から 同町55番地の1地先まで	旧	メートル 8.10	メートル 1.99 ~ 3.14
		新	8.10	3.28 ~ 4.00
嵯峨経38号 線	右京区嵯峨明星町29番地の2地先内	旧	3.10	3.85 ~ 6.20
		新	3.10	3.88 ~ 9.35
下鳥羽街道	伏見区大宮町595番地の1地先から 同区久米町652番地の13地先まで	旧	29.60	5.35 ~ 6.47
		新	29.60	5.35 ~ 6.47

久我9号線	伏見区久我西出町2番地の1地先から 同町1番地の5地先まで	旧	62.30	2.91 ~ 6.20
		新	55.80	2.91 ~ 6.35
久我14号線	伏見区久我西出町13番地の6地先内	旧	16.50	6.01
		新	16.50	9.00

(建設局土木管理部道路明示課)